

事件番号 平成27年(行ウ)第7号 住民訴訟事件

原告 小川 賢 外1名

被告 群馬県知事 大澤正明

平成29年3月31日

前橋地方裁判所民事2部合議係 御中

## 証拠説明書 (甲55～64)

原告 小川 賢 ㊟

原告 鈴木 庸 ㊟

号証	標目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲55	第187回国会 経済産業委員会 第8号会議録(抜粋)	写し	平成 26年 11月 12日	衆議院	鉄鋼スラグが廃棄物に該当するか否かについての委員の質問に対して、環境省の政府参考人が、個別具体的な判断は、群馬県が適切に判断すると答弁したことを示す議事録。
甲56	環産発第 1303299号 環境 省大臣官房廃棄 物・リサイクル対 策部産業廃棄物 課長 行政処分 の指針について (通知) (抜粋)	写し	平成 25年 3月 29日	環境省 大臣官 房	法が定めたルールをみだりに破り不法投棄された廃棄物について「違反行為」を把握した場合には、生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大を防止するため速やかに行政処分を行うこと。特に、廃棄物が不法投棄された場合には、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれが高いことから、速やかに処分者等を確認し、措置命令により原状回復措置を講ずるよう命ずること。」と地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言を行っている。

甲57	大同特殊鋼(株) 渋川工場から排出された鉄鋼された鉄鋼スラグに関する廃棄物処理法に基づく調査結果について	写し	平成27年9月11日	群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課	平成29年3月29日日現在、大同特殊鋼由来のスラグは廃棄物に認定されていることが、群馬県のホームページにより確認できる。
甲58	土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版) ページ1、2	写し	平成24年8月	環境省水・大気環境局 土壤環境課	乙22号証と同じ文書の一部抜粋。土壤汚染対策法の目的として、①～③まで記載があり、①の有害物質を含む廃棄物の適正処分は廃棄物処理法で実施され、残る②③が土壤汚染対策法で実施されることを定める。
甲59	土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版) ページ282、283	写し	平成24年8月	環境省水・大気環境局 土壤環境課	乙22号証と同じ文書の一部抜粋。汚染の除去等の措置における基本的な考え方を示していて、「地下水の水質の測定(地下水モニタリング)は、地下水汚染が生じないことを確認するものであることから、措置の期限は定められない。したがって措置実施者が地下水の水質の測定を実施した場合、要措置区域の指定は解除されることがない。」とある
甲60	乙24号証で示された舗装措置概念図と支道27号線の実際の舗装の様子対比	写し	平成29年3月29日	原告	被告が提示した舗装措置概念図は、基準不適合土壌を覆うように舗装するとなっているが、実際の支道27号線の舗装の現場写真が基準不適合土壌を完全に覆い切れていない様子を写し取っている。
甲61	土地汚染対策法の施行について	写し	平成15年2月4日	環境省環境管理局水環境部	同文書の33ページ目。土壌含有量基準を超える指定区域において封じ込め措置(原位置、遮水工、遮断工)を行い、その上を50cm以上

				長	の汚染されていない土壌により覆う場合も森戸措置として位置づけられることになる旨記載あり。
甲62	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六條第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物	写し	平成18年7月27日	環境省	告示第105号。同じ「鉱さい」の分類である石綿含有廃棄物を熔融したことにより生じた「鉱さい」にフッ素の基準値が示されていることから裏付けられる、基準値を超えるおそれのある「鉱さい」は特別管理産業廃棄物として処理しなければならないことを示す。
甲63	鉄鋼スラグの撤去工事について	写し	平成26年6月11日	(独法)水資源機構	有毒スラグが埋め込まれた現場からスラグを撤去し、きちんと原状回復を実践した事例。
甲64	東吾妻町萩生川西地区に見られる有害スラグの取り扱いに関する意見書	原本	平成29年3月24日	東京農工大学環境毒性学教授 渡邊泉教授	スラグにはフッ素が土壌環境基準を超えて含まれており、天然砕石と混ぜても汚染可能性があること、甲アルカリ物性は健康に有毒で、アスファルト舗装も不十分で浸み込んだ水は周辺農地を汚染するリスクを有することを示す。

以上